

肝炎対策のための基本法の制定を求めることに関する意見書

我が国におけるウイルス性肝炎の患者・感染者数は、B型、C型合わせて350万人以上と推定されており、国内最大の感染症とも言われている。感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与、予防接種などの医療行為によるもので、その中には医療行政の誤りを原因とするものも含まれている。B型・C型肝炎は自覚症状のないまま肝硬変や肝がんに移行するケースが多く、患者やその家族は長期の療養により生活基盤を失うなど経済的にも困難な状況に直面している。

国では、新たな肝炎総合対策「肝炎治療7カ年計画」を平成20年度から実施しているが、法律の裏づけがなく予算措置のみで実施されていることから、継続性が担保されておらず、実施主体である都道府県により施策に格差が生じている。こうした状況の改善のためには、早急な法的整備による全国規模での総合的な対策の推進が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、国や自治体の責務を明確にし、財政上の措置を講じるなど肝炎対策の総合的な推進のため、肝炎対策のための基本法を早期に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年6月25日

鎌 倉 市 議 会

議会議案第2号

肝炎対策のための基本法の制定を求めることに関する
意見書の提出について

肝炎対策の基本法の制定に関し、次のとおり意見書を提出する。

平成21年6月25日提出

提出者	鎌倉市議会議員	渡	辺	隆
賛成者	同	上	三宅	真里
同	同	上	長嶋	竜弘
同	同	上	西岡	幸子
同	同	上	山田	直人
同	同	上	渡邊	昌一郎
同	同	上	吉岡	和江